

# 横浜市記者発表資料

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

令和7年12月23日  
市民局市民情報課

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3293号及び第3294号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 松村 雅生）は、本日、次の2件の答申を行い、横浜市長が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

### 1 答申の件名

(1) 「特定議員（特定会派）からの要求資料について」外2件の開示決定及び「市内出張命令簿（令和5年度10月出張分）」外1件の一部開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第3293号】

(2) 「(1)違反食品等通知定例決裁簿（令和5年度医食品第5041号から医食品第5060号及び医食品第5541号から医食品第5560号記載部分）」外12件の開示決定及び「(1)異物が混入した学校給食に関する調査について（依頼）（令和5年度医食品第5049号）」外27件の一部開示決定に対する審査請求についての答申  
【答申第3294号】

### 2 質問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	質問日	実施機関
3293	令和5年11月10日	令和5年12月28日	令和6年1月9日	令和6年2月8日	市長
3294	令和6年2月15日	令和6年4月4日	令和6年4月18日	令和6年6月17日	市長

### 3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3293	答申別表1に掲げる行政文書 (以下「本件審査請求文書」という。)	<p>開示及び一部開示</p> <p><b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。) 第10条第1項に基づき開示</b> (当該開示請求書の記載から特定した。)</p> <p><b>条例第7条第2項第1号に該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用件及び出張先欄 (開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。)</li> <li>・施設側対応者名及び取引先担当者の印影 (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</li> </ul> <p><b>条例第7条第2項第3号アに該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書記号、発信者、回答作成担当者・所属・電話番号、調査担当者名・所属、営業者所在地、営業者名及び施設情報(施設所在地、施設名称、施設電話番号及び業種) (開示することにより特定の事業者が識別され、行政指導が行われたことが明らかとなり、当該事業者に対する社会的信用が低下し、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)</li> <li>・使用水の情報、施設内装・機械・器具及び衛生管理方法(工程表・手順書の内容、異物混入対策及び掲示物の内容) (営業上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の事業活動が損なわれると認められるため。)</li> <li>・商品名、商品の規格、営業者部門名、従業員数、施設の業種、仕入れ・出荷量、工程表・手順書の名称、仕入れ価格及び取引先情報(名称、所在地、業種、電話番号、コード及び伝票番号) (事業者が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるため。)</li> </ul>	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3294	答申別表1に掲げる行政文書 (以下「本件審査請求文書」という。)	<p>開示及び一部開示</p> <p><b>条例第10条第1項に基づき開示</b> (当該開示請求書の記載から特定した。)</p> <p><b>条例第7条第2項第1号に該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>施設側対応者名、施設従業員名・印影、取引先担当者名・印影及び写真上の個人の顔</b> (個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。)</li> </ul> <p><b>条例第7条第2項第3号アに該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>文書記号、名宛人、発信者、様式名、回答作成担当者名・所属・電話番号・FAX番号・メールアドレス、調査担当者名・所属、営業者情報(名称、所在地及び印影)及び施設情報(所在地、名称、電話番号、業種、配置、外観及び周辺)</b> (開示することにより特定の事業者が識別され、行政指導が行われたことが明らかとなり、当該事業者に対する社会的信用が低下し、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。)</li> <li><b>使用水の情報、衛生管理方法(工程表・手順書・記録表・掲示物の内容及び異物混入対策)及び施設図面・内装・機械・器具</b> (営業上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該事業者の事業活動が損なわれると認められるため。)</li> <li><b>商品名、商品の規格、営業者部門名、仕入れ・製造・出荷量、工程表・手順書・記録表の名称、仕入れ価格、設備の名称、取引先情報(名称、所在地、業種、取引実績、器具の管理、電話番号、コード及び伝票番号)及び従業員に関する情報</b> (事業者が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であり、開示することにより、当該事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるため。)</li> </ul> <p><b>条例第7条第2項第5号アに該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>器具の管理方法</b> (初期調査の情報であり、開示することにより、当該事業者から調査に必要な情報を収集できなくなるなど、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)</li> </ul> <p><b>条例第7条第2項第5号柱書に該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>職員の個人メールアドレス、業務メールアドレス及びパスワード</b></li> </ul>	開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
		(日常の業務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡等に使用されており、公になった場合、関係者との連絡等の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、行政機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。)	

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3293	<p><b>《異物混入発生時の調査に係る事務について》</b></p> <p>異物混入を含む不良食品等が発生した場合は、探知した保健所が速やかに関係保健所に調査依頼を実施する。調査依頼を受けた保健所では、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条に基づき当該施設の調査、措置等を実施する。また、調査を実施した保健所は、調査結果をまとめた調査報告書を作成し、依頼元の保健所に報告する。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>文書1は、実施機関が横浜市会議員へ提供した令和5年10月5日の中学校給食の異物混入事案（以下「本件事案」という。）の調査に係る資料である。</p> <p>文書2から文書4までは、令和5年10月分の医療局食品衛生課職員の出張命令簿である。</p> <p>文書5は、特定施設に係る調査報告書である。</p> <p>当審査会において本件審査請求文書を見分し、不開示部分を別表2のとおり分類する。</p> <p>本件処分について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>食品への異物混入等に関する調査は年間約80件程度実施しているが、本件事案のような中学校給食への異物混入に伴う施設調査については、これまで実施したことがない。そのため社会的関心も高く、調査では原因の特定には至っていないことから、全ての関係施設は疑いがある施設ということになり、関係施設が明らかになると、その事業者があらぬ疑いにより風評被害を受けるおそれがある。</p> <p>処分1については、文書1には文書が黒塗りされているように見える部分があるが、黒塗りした状態の文書が原本であるため、処分1の全ての文書について不開示とした部分はない。</p> <p>処分2のうち文書5については、特定事業者は、食品衛生法のH A C C Pに沿った衛生管理として事業者自らが衛生管理計画や手順書等を作成し、実施し、記録をすることが義務付けられているが、作成する手順書等に様式や項目の定めはなく、どのような名称・項目で工程表や手順書等を作成するかは、事業者独自のものである。</p> <p>当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>ア 処分1について</p> <p>当審査会で文書1を確認したところ、一部が黒塗りされている文書が対象文書であることが認められた。処分1に係る文書には不開示部分はなく、その全部が開示されており、処分1は妥当である。</p> <p>イ 処分2について</p> <p>(ア) 条例第7条第2項第1号の該当性について</p> <p>a 不開示部分1には特定職員の職務外の出張用件及び出張先が記載されている。本件においては、当該職員の氏名が開示されており、これらの情報は、個人に関する情報</p>

答申番号	判断の要旨
3293	<p>であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>b 不開示部分2には施設側対応者名及び取引先担当者の印影が記載されている。これらは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) 条例第7条第2項第3号アの該当性について</p> <p>a 不開示部分3には事業者・施設の名称、所在地、電話番号等に関する情報が、不開示部分4には関係保健所名、担当者名、電話番号等の関係保健所を特定する情報が記載されている。実施機関の説明から、本件事案の調査はこれまでに例がなく、事案の内容からも社会的関心が高いこと、そして調査によって原因となる施設が特定されていないという状況からすれば、これらの情報が明らかになると調査対象の施設が特定され、その事業者があたかも本件事案を起こしたかのような風評被害を受けるおそれがあると認められ、本号アに該当する。</p> <p>b 不開示部分5には商品名、商品の規格、仕入れ・出荷量、仕入れ価格等の商品に関する情報が、不開示部分6には取引先の事業者名、社判、所在地、電話番号等に関する取引先情報が記載されている。このうち別表3に掲げる部分は商品名や規格であり、異物混入があった食材は公にされており、その規格については給食の献立で指定されている規格であるため、それらが開示されることで当該事業者の事業活動が損なわれるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、事業者が事業活動を行う上での内部管理情報であり、これらの情報が明らかになると、競争上の不利益を被るなど事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。</p> <p>c 不開示部分7には使用水の情報、手順書等の衛生管理についての情報、施設の内装、機械及び器具の写真等が記載されている。このうち別表3に掲げる部分は、関係保健所が記載した帳簿名であり事業者独自の帳簿名ではないため、開示することで事業者の権利利益を損なうものではなく、また事業者が特定されることで事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、事業者が事業活動を行う上での内部管理情報であり、開示することにより競争上の不利益を被るなど事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3294	<p><b>《異物混入発生時の調査に係る事務について》</b></p> <p>異物混入を含む不良食品等が発生した場合は、探知した保健所が速やかに関係保健所に調査依頼を実施する。調査依頼を受けた保健所では、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条に基づき当該施設の調査、措置等を実施する。また、調査を実施した保健所は、調査結果をまとめた調査報告書を作成し、依頼元の保健所に報告する。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、令和5年10月5日の中学校給食の異物混入事案（以下「本件事案」という。）の調査について、医療局食品衛生課から関係保健所への調査依頼に係る文書である。</p> <p>文書1は、施設X、施設Y及び施設Zの関係保健所への依頼等の意思決定をするための定例決裁簿である。</p> <p>文書2及び文書3は、実施機関が横浜市会議員へ提供した本件事案の調査に係る資料である。</p> <p>文書4は、教育委員会事務局からの調査報告書提供の依頼文である。</p> <p>文書5から文書8までは、令和6年2月14日に実施した横浜市会の常任委員会で使用した教育委員会事務局の資料及び本件事案を受けて改訂したマニュアルである。</p> <p>文書9及び文書10は、教育委員会事務局が作成した記者発表資料である。</p>

答申番号	判断の要旨
3294	<p>文書11は、教育委員会事務局が作成した中学校給食利用者の保護者宛文書である。</p> <p>文書12は、中学校給食の10月5日のメニューを記載した文書である。</p> <p>文書13は、混入していた異物の画像である。</p> <p>文書14から文書16までは、実施機関から製造所等の関係保健所への依頼文、調査対象となる施設X、Y及びZの情報並びにその詳細を記載した文書である。</p> <p>文書17及び文書18は、施設X及びZに係る調査報告書である。</p> <p>文書19は、施設Zの事業者が関係保健所へ提出した調査報告書である。</p> <p>文書20及び文書21は、施設Yに係る調査報告書である。</p> <p>文書22から文書39までは、調査依頼の送付、調査報告の受理及び情報提供を実施した際の電子メール本文及びその添付資料である。</p> <p>文書40及び文書41は、教育委員会事務局から依頼を受けて実施機関が情報提供した文書である。</p> <p>当審査会において本件審査請求文書を見分し、不開示部分を別表2のとおり分類する。</p> <p>本件処分について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>食品への異物混入等に関する調査は年間約80件程度実施しているが、本件事案のような中学校給食への異物混入に伴う施設調査については、これまで実施したことがない。そのため社会的関心も高く、調査では原因の特定には至っていないことから、全ての関係施設は疑いがある施設ということになり、関係施設が明らかになると、その事業者があらぬ疑いにより風評被害を受けるおそれがある。</p> <p>処分1については、文書2及び文書3には文書が黒塗りされているように見える部分があるが、黒塗りした状態の文書が原本であるため、処分1の全ての文書について不開示とした部分はない。</p> <p>処分2については、事業者Xの事業者名、所在地及び横浜市の中学校給食の製造食数は公開されているが、その取引先である事業者Yや事業者Zについては公開されていない。事業者Xは、教育委員会と契約している調理配達業者であり「横浜市立中学校給食管理基準」(以下「管理基準」という。)で定める衛生管理帳簿の作成・提出が求められている。事業者Y及び事業者Zについては、管理基準の対象ではなく、食品衛生法のHACCPに沿った衛生管理として事業者自らが衛生管理計画や手順書等を作成し、実施し、記録をすることが義務付けられているが、様式や項目の定めはなく、どのような名称・項目で書類を作成するかは、事業者独自のものである。</p> <p>当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>ア 処分1について</p> <p>当審査会で文書2及び文書3を確認したところ、一部が黒塗りされている文書が対象文書であることが認められた。処分1に係る文書には不開示部分はなく、その全部が開示されており、処分1は妥当である。</p> <p>イ 処分2について</p> <p>(ア) 条例第7条第2項第1号の該当性について</p> <p>不開示部分1には施設の従業員名及びその個人の印影等が記載されている。これらは、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) 条例第7条第2項第3号アの該当性について</p> <p>a 不開示部分2には事業者・施設の名称、所在地、電話番号等に関する情報が、不開示部分3には関係保健所名、担当者名、電話番号等の関係保健所を特定する情報が記載されている。このうち、別表3に掲げる部分については、実施機関である医療局の職員の職氏名であり職員録に記載されている。これらの情報を開示することで事業者</p>

答申番号	判断の要旨
3294	<p>の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、実施機関の説明から本件事案の調査はこれまでに例がなく、事案の内容からも社会的関心が高いこと、そして調査によって原因となる施設が特定されていないという状況からすれば、これらの情報が明らかになると調査対象の施設が特定され、その事業者があたかも本件事案を起こしたかのような風評被害を受けるおそれがあると認められ、本号アに該当する。</p> <p>b 不開示部分4には商品名、商品の規格、仕入れ・出荷量、仕入れ価格等の商品に関する情報が、不開示部分5には取引先の事業者名、社判、所在地、電話番号、使用器具等に関する取引先情報が記載されている。このうち別表3に掲げる部分は商品名や規格であり、異物混入があった食材は公にされており、その規格については給食の献立で指定されている規格であるため、それらが開示されることで当該事業者の事業活動が損なわれるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、事業者が事業活動を行う上での内部管理情報であり、これらの情報が明らかになると、競争上の不利益を被るなど事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。</p> <p>c 不開示部分6には使用水の情報、手順書等の衛生管理についての情報、施設の内装、機械及び器具の写真等が記載されている。このうち別表3に掲げる部分は関係保健所が報告書に記載した帳簿名であり、事業者独自の帳簿名ではないため、開示することで事業者の権利利益を損なうものではなく、また事業者が特定されることで事業活動が損なわれるおそれがあるとは認められず、開示すべきである。その余の部分については、事業者が事業活動を行う上での内部管理情報であり、競争上の不利益を被るなど事業活動が損なわれるおそれがある、又は、他の文書と照合することにより事業者が特定されることで事業活動が損なわれるおそれがあると認められ、本号アに該当する。</p> <p>(ウ) 条例第7条第2項第5号の該当性について</p> <p>a 不開示部分7には、添付文書用のパスワード並びに職員個人及び業務用の電子メールアドレスに関する情報が記載されている。このうち、添付文書用のパスワードは、当該添付文書を送受信すべき特定の当事者のみが当該添付文書に係る情報を取り扱うべく設定されたものであるから、公になった場合には、当該添付文書に係る情報について、当該当事者以外の者への漏えい及び当該当事者以外の者からのアクセスを誘発するなど、パスワードを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を及ぼすなどの弊害が生じるおそれがある。また、職員個人及び業務用の電子メールアドレスは、公になった場合には、いたずらや偽計等に使用されることなどにより、当該電子メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を及ぼすなどの弊害が生じるおそれがあるため本号柱書に該当する。</p> <p>b 不開示部分8には、器具の管理についての当該施設の調査日時点での聞き取り内容が記載されている。調査日での聞き取り段階のものであり、そのような調査段階のものが公表されることとなると、今後同種の調査を行う際に事業者が発言をちゅうちょし、正確な調査ができなくなるなど今後の調査業務に支障が生じるおそれがあると認められ、本号アに該当する。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>

※ 別表及び答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR7.html>

お問合せ先
市民局市民情報課長 平賀 匡生 Tel 045-671-3881